

滝沢市公共建築物等木材利用推進方針

第1 目的

この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、国の基本方針並びに岩手県の推進方針に即し、「滝沢市公共建築物等木材利用推進方針」を定め、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義と効果

公共建築物等において、市が率先して木材の利用を促進し、木材の利用を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による「安全・安心な暮らし」、「地域経済の活性化と雇用の創出」、「地球温暖化防止と循環型社会の形成」に貢献することとなる。

また、公共建築物は多くの市民が利用する施設であり、木造化・内装等の木質化を図ることにより、市民に対して「木との触れ合い」、「木の良さを実感する」機会を広く提供することが可能となる。

このようなことから公共建築物等に重点を置いて木材の利用促進をすることにより、木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材利用の促進、さらには、建築物以外の公共工事の資材、各種製品の原料及びバイオマスエネルギーとしての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物等における木材利用の促進

木材利用を促進すべき公共建築物等は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物とする。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民に利用される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、運動施設（体育館等）、社会教育施設（公民館等）、その他の施設

(2) 市以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

市以外の者が整備する（1）に準ずる公共性の高い建築物については、市は可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

2 建築物以外の木材利用の促進

公共建築物で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料とする物の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする機器等の導入も併せて促進するものとする。

また、公共工事における資材についても木材利用を促進する。

第4 公共建築物等における木材の利用目標

第3の1の木材利用を促進すべき公共建築物等のうち、原則2階建て以下の公共建築物について、新築・増築又は改築を行う場合は、可能な限り木造化を図ることを目標とする。

また、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、状況に応じ木質化を推進するものとする。

なお、公共建築物において利用する木材は、原則として市内産をはじめとする地域材の利用に努めるものとする。

第5 その他の事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面等で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において木材を利用するにあたっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等を整備するにあたり、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮したうえで木材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における木材利用の推進体制

公共建築物等における木材利用の促進を効果的に図っていくため、行政機関、林業・木材産業等の関係団体が一体となり、木造化・内装等の推進に必要な情報収集・提供を行い、必要に応じて木材利用推進に関する会議を開催し、取り組みの強化に努めるものとする。

附則

この基本方針は、平成25年1月29日より施行する。